

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

路 線 名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	比企郡小川町大字上横田字稲荷前五二九番一地先から 同郡同町大字上横田字坂下一 九三〇番一地先まで
供用開始の期日	令和七年三月十八日
備 考	令和七年三月十八日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八〇・〇〇メートル。